◯藤野委員　自民党新福岡を代表して、歩行者目線で見た道路の在り方について、本市の債権管理の推進について、町内会等地域の活性化に向けた取組について、以上３項目について質問する。まず、歩行者目線で見た道路の在り方について質問する。本市では、福祉のまちづくり条例、バリアフリー基本計画に基づき、多くの人が利用する建築物や旅客施設、道路、公園などを整備する際には、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人が安全で快適に利用できるよう、バリアフリーを推進しており、全ての人に優しいまちづくりは大切な取組であると考える。道路についても、道路整備アクションプランにおいて、全ての人々が社会参加に向けて安全で快適に移動できるよう、道路のバリアフリー化などを進めることとしており、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安心して移動できる環境をつくるための取組を着実に進めていく必要がある。歩行者目線で道路の役割を考えたときには、バリアフリー化された、いわゆる歩きやすい歩行空間の確保という観点だけでなく、歩きたくなる歩行空間の創出という観点も重要になってくると考える。今回は、道路に関して、歩きやすさと、歩きたくなるという２つの観点から質問していきたいと思う。そこでまずは、安全で快適な歩行空間整備の取組について聞いていくが、道路整備に係る直近３か年の決算額について尋ねる。

△道路下水道局長　道路整備に係る決算額は、令和２年度が約247億円、３年度が約242億円、４年度が約229億円となっている。

◯藤野委員　道路整備に多くの事業費をかけて進めている状況である。引き続き事業を着実に進めてもらいたい。道路整備において、道路のバリアフリー化は大事な取組であるが、市の管理道路におけるバリアフリー化の進め方について尋ねる。

△道路下水道局長　バリアフリー基本計画に基づき、誰もが安全で快適に移動できるよう、重点整備地区内の生活関連経路について優先的、重点的に道路のバリアフリー化に取り組んでいる。

◯藤野委員　続いて、道路のバリアフリー化を行う際の設計の基準となる根拠は何か尋ねる。

△道路下水道局長　福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを、整備を行う際の基準としている。

◯藤野委員　バリアフリー化を行う際の設計基準としてのマニュアルにより明確に決められているが、歩道におけるバリアフリー化の具体的な取組内容について尋ねる。

△道路下水道局長　歩道におけるバリアフリー化としては、歩道のフラット化や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを行っている。

◯藤野委員　道路のバリアフリー化の中でも、特に市民に身近な取組として、歩道のフラット化がある。歩道と車道の間に若干の段差はあるものの、車両乗り入れ部や横断歩道との接続部においても勾配が発生しないため、歩道の平たん性が確保でき、歩行者が歩きやすい構造となっている。そこでまず、歩道のフラット化について、令和４年度の決算額や整備延長の実績について尋ねる。

△道路下水道局長　歩道のフラット化に係る令和４年度の決算額については、約17億1,000万円となっており、４年度は約5.8キロメートルの整備を行っている。

◯藤野委員　歩行者や車椅子利用者などの全ての人が安全で快適に利用できるよう、歩道のフラット化の整備を進めていくことは大変重要であり、引き続きしっかりと取組を進めてもらいたいと思う。次に、歩道の整備状況についてであるが、令和４年度末時点の市が管理する自転車歩行者道を含む歩道の延長について尋ねる。

△道路下水道局長　自転車歩行者道を含む歩道の延長については、令和４年度末で約1,632キロメートルとなっている。

◯藤野委員　そのうち、令和４年度末時点において、これまでにフラット化されている歩道の延長について尋ねる。

△道路下水道局長　令和４年度末までに、約528キロメートルの歩道のフラット化を行っている。

◯藤野委員　自転車歩行者道を含む歩道の延長が約1,632キロメートルであって、フラット化されている延長が約528キロメートルであると、フラット化率は約３分の１ということになるが、まだまだ従来型の段差があるマウントアップ型の歩道は多いと思う。歩道のフラット化などのバリアフリーの取組については、歩行者や車椅子利用者などの全ての人が安全で快適に利用できるよう、地域の意見も伺いながら、しっかりと取り組んでもらいたいと思う。次に、横断歩道などを渡るときの歩道との段差についてである。歩道等の段差は、視覚障がい者が歩道と車道の境界が分かるように設けられていると聞いたことがあるが、車椅子の人やベビーカーを押す人にとっては、段差を乗り越えづらいとの声も聞いている。本市においては、歩道と車道の段差解消の取組をしているようだが、歩道と車道の段差解消の取組の概要及び現在までの進捗状況について尋ねる。

△道路下水道局長　本市における歩道と車道の段差については、視覚障がい者が境界を白杖や足により容易に認知できるよう、国土交通省令を踏まえ、条例により２センチメートルを標準としている。一方で、車椅子使用者やベビーカーを押す人などから、段差が支障となっているとの声を聞いており、令和３年度から、視覚障がい者や車椅子使用者、学識経験者などの意見を聞きながら、段差のない縁石について検討を進め、４年度から市内18か所で試験施工を行っている。

◯藤野委員　視覚障がい者も、車椅子やベビーカーを押す人も通行しやすくなる重要な取組であるため、こちらも併せて取組を推進してもらいたいと思う。一方、横断歩道に目を転じると、幹線道路などの横断歩道上において、視覚障がい者が安全に車道を横断できるように、横断歩道の中央部分に点字ブロック、いわゆるエスコートゾーンが設置されているのを見かけることがあるが、エスコートゾーンはどのようなところに設置するのか尋ねる。

△道路下水道局長　エスコートゾーンについては、バリアフリー基本計画に基づき、生活関連経路において、道路または交通の状況に応じ、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる箇所に設置している。また、生活関連経路以外においても、視覚障がい者から設置の要望を受けた箇所のうち、利用頻度が高い箇所について設置している。

◯藤野委員　エスコートゾーンについての、市の管理道路における令和４年度末時点の設置状況について尋ねる。

△道路下水道局長　エスコートゾーンについては、市の管理道路において、令和４年度末時点で51か所設置している。

◯藤野委員　視覚障がい者にとって、横断歩道の安全な移動をサポートするための大事な施設であるため、引き続き取組を進めてもらいたいと思う。歩行者目線で考えたときの道路の役割として、歩きやすい歩行空間であることはもちろん重要だが、もう一つの目線として、歩きたくなる歩行空間であることも重要であると思う。歩きたくなる歩行空間として、例えば、歩道内に街路樹やベンチを設けることの意義は大きいと思う。歩道に街路樹があることで歩行者と車が分離されるため、安全性が高まるとともに、歩きながら緑を感じ、木陰により日差しが和らぐなど、大切な緑のインフラである。そこで、街路樹を設置する場合の歩道の整備基準について尋ねる。

△道路下水道局長　街路樹については、新たに整備や拡幅を行う都市部の道路のうち、一定の歩行者が見込まれる歩道を対象に、植樹帯または植樹ますを設置することとしている。設置に当たっては、3.5メートル以上の歩道において、歩行者の通行に必要な有効幅員２メートル以上を確保した上で、1.5メートル幅の植樹帯等を設置することとしている。

◯藤野委員　また、街路樹は様々な樹種の樹木が植えられており、配置も様々であるが、樹種や配置など、具体的な整備内容はどのように決められているのか尋ねる。

△道路下水道局長　樹種については、緑の連続性やまち並みの統一感のほか、維持管理の観点からも、まとまりのある一つの地域においては同一樹種とすることを基本に、地域の意見も踏まえ、選定している。樹木の配置については、沿道の土地利用状況や標識等の視認性を考慮し、決定している。

◯藤野委員　本市においては、全ての人が安全で快適に利用できるバリアフリーのまちを実現するための施策の一つとして、高齢者や障がい者、妊産婦や子ども連れの人などの休憩需要に応えるため、歩道上や市有地、民有地の道路沿いの場所へのベンチ等、休憩施設の設置推進に取組を進めていると思う。歩道においては、福岡市道路整備アクションプラン2024に基づき、バス停付近やバリアフリー重点整備地区内の生活関連経路などへのベンチ設置について、バス事業者と本市が連携しながら、安全性や周辺状況に配慮の上、設置に取り組むことになっていると認識している。そこで、道路におけるこれまでのベンチ設置の取組について尋ねる。

△道路下水道局長　ベンチ設置の取組としては、バス事業者による設置に加え、本市としても公共交通利用者への支援の観点など、誰もが気軽に外出しやすいまちの実現に向け、設置可能な全てのバス停にベンチを設置している。令和４年度末までに、377か所のバス停にベンチを設置している。

◯藤野委員　道路上において、市民の外出を後押しする休憩施設であるベンチの設置が着実に進められているが、ベンチ設置については、歩きたくなる歩行空間の取組の一つとして重要であるため、引き続きベンチ設置の取組を進めてもらいたいと思う。次に、バリアフリー化された歩きやすい歩行空間や、街路樹設置やベンチ設置などの歩きたくなる歩行空間が、今後の道路整備にどのように反映されるのか尋ねていく。新たに道路を整備する際は、道路に必要な用地を買収し、ゼロからつくることができるため、既存道路と比べて、より充実した取組ができると思う。私の地元では、都市計画道路吉塚松崎線の整備が進められているが、まず、都市計画道路吉塚松崎線の概要について尋ねる。

△道路下水道局長　都市計画道路吉塚松崎線については、国道３号博多バイパスや、都市計画道路堅粕箱崎線など、主要な幹線道路を補完するとともに、地域内の交通を円滑に処理する道路として、昭和21年に都市計画決定している。計画延長は、博多区吉塚６丁目から東区松崎２丁目までの約3,790メートルで、計画幅員は15メートルの２車線道路となっており、このうち、ＪＲ篠栗線周辺については、幅員24メートルの計画となっている。現在、博多区吉塚６丁目から東区社領２丁目までの約610メートルを吉塚工区、東区筥松１丁目から原田１丁目までの約240メートルを原田工区として事業を進めている。

◯藤野委員　次に、都市計画道路吉塚松崎線の令和４年度末の事業の進捗状況を尋ねる。

△道路下水道局長　吉塚工区については、平成25年度に測量に着手し、これまで設計及び用地買収等を実施してきたところであり、令和４年度末時点での進捗率は、用地買収が約43％となっている。また、原田工区については、２年度に測量に着手し、今後、県の事業認可取得に向けた手続を行うこととしている。

◯藤野委員　都市計画道路吉塚松崎線は、地域内の円滑な交通を担う重要な路線であるとともに、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが安全で快適に移動ができるよう、バリアフリーに配慮した道路整備を行うことが重要であると考えている。先ほど、吉塚工区、原田工区では、道路の測量を実施しているとの答弁があったが、それでは、都市計画道路吉塚松崎線におけるバリアフリー化の具体的な整備内容について尋ねる。

△道路下水道局長　吉塚工区におけるバリアフリー化の主な整備内容については、歩道は歩行空間の平たん性を確保するため、フラット構造としている。また、車椅子同士が擦れ違いできるよう、有効幅員２メートル以上を確保することとしている。このほか、路面については、透水性舗装とし、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することとしている。原田工区については、今後の詳細設計において検討していく。

◯藤野委員　都市計画道路吉塚松崎線における歩きやすいバリアフリーへの取組を聞いて、安心した。歩道のバリアフリーはもちろん大事であるが、新設道路においても、歩きたくなる歩行空間として、潤いや彩りを演出する街路樹や、外出を後押しするベンチの設置も重要であると考える。そこで、都市計画道路吉塚松崎線における植栽やベンチ設置計画について尋ねる。

△道路下水道局長　吉塚工区における植栽計画については、1.5メートル幅の植樹帯などに街路樹を植栽する計画であり、樹種や配置については、緑の連続性、まち並みの統一感、維持管理、沿道の土地利用状況などを踏まえ検討していく。原田工区については、今後の詳細設計において検討していく。また、バス停部のベンチについては、当該道路が新設道路であるため、バス路線の設定状況を踏まえながら、設置を検討していく。

◯藤野委員　都市計画道路吉塚松崎線における歩きやすい道づくりや、歩きたくなる道づくりの取組については、理解できた。Fukuoka Smart Eastの取組など、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりが進む中、筥松校区も含めた地域の通学路の安全性を確保することや、一方で自動車交通が増えることも予想されるため、地域内の交通を円滑に処理するためにも、吉塚松崎線の早期完成が望まれる。今、尋ねてきたことをしっかりと実行し、取り組んでもらいたいと思っている。これまで聞いた吉塚松崎線などの新設道路については、質の高い歩行空間の取組を行っていくとは思うが、一方で、過去に整備した道路においては、多々課題があると思われる。子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる環境づくりである道路のバリアフリーも大事であり、まち並みに統一感を与え、沿道景観に彩り、季節感、潤いをもたらす街路樹も大事であり、また、ベンチなどの憩いの空間づくりも大事である。しかし、一方で、過去に整備された歩道は、歩道が車道よりも高くなっているマウントアップ型の歩道が多く、街路樹の根上がりや沿道への車の乗り入れなどによる切下げが多い箇所では、歩道が縦断方向に波打ったり、段差や傾斜があったりするため、歩行者が歩きづらく、ベビーカーや車椅子の通行にも問題が生じている場所もあることから、対策が必要ではないかと感じている。歩きやすさや、歩きたくなるという観点から、当局は、既存道路において、どのような現状認識を持っているのか尋ねる。

△道路下水道局長　既存道路においては、まず、歩道のフラット化について、バリアフリー基本計画に基づく生活関連経路では順調に進んでいる一方、生活関連経路以外において、未実施の箇所が多く残っている。また、歩道内における街路樹周辺の根上がりにより起伏が生じている箇所があることや、ベンチの設置に当たり、歩行者の通行に必要な幅員を確保することなどの課題があると認識している。

◯藤野委員　それでは、既存道路に対しどのように対応していくのか尋ねる。

△道路下水道局長　既存道路においては、道路のバリアフリー化について、生活関連経路を優先的に実施しているが、地域から、生活関連経路以外のバリアフリー化の要望を受けた場合などにおいても、歩道のフラット化や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを行っていく。街路樹については、根上がり補修を含めた適切な維持管理を行い、安全で快適な通行空間の確保を図っていく。また、ベンチについては、歩行者の通行に必要な幅員の確保などの課題を踏まえ、今後の設置の在り方について検討していく。

◯藤野委員　ふだん多くの市民が利用する歩道は、生活する上でも大切なインフラであるため、歩行者が歩きやすい環境整備にしっかりと取り組んでもらいたいと思う。これまで既存道路や新設道路などを含め、様々な取組について質問してきた。歩行者目線で見た歩きやすい、歩きたくなる歩行空間の確保は、市民に身近で重要な取組である。誰もが安心して快適に歩けるような、歩きたくなるような歩行者からの目線も考慮した道路空間の確保にしっかりと取り組んでもらいたいと思うが、この質問の最後に、歩行者目線で見た、歩きやすく、歩きたくなる道路の在り方について所見を尋ね、この質問を終わる。

△道路下水道局長　道路は、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、様々な人が利用する最も身近な基礎インフラである。このため、道路の整備に当たっては、バリアフリー化や街路樹、ベンチの設置など、着実に進めていくとともに、これらを適切に維持管理していくことで、誰もが安全、安心で快適に移動できる歩行空間の確保に取り組んでいく。

◯藤野委員　次に、本市の債権管理の推進について質問する。本市の財政の見通しは、足元では、個人消費をはじめとする経済が回復する中で、市税収入は令和４年度に再び過去最高を更新するなど、着実に増加している。ただし、その一方で、中長期的には、少子・高齢化の進展などによる社会保障関係費の増加や、公共施設等の建て替え、改修に係る財政需要の増大、公債費の高止まり等が見込まれているとのことであるため、引き続き、財源の確保に向けた取組が必要であると考える。このような中、本市は、令和３年６月に策定した財政運営プランに基づき、未利用地の売却や貸付け、公共施設や空間を活用した広告事業など、様々な手法で財産の有効活用を図っている。また、近年、市場が急成長しているふるさと納税についても、今年度、担当課を新設して、力を入れて取り組んでいるところであるが、今回、財源確保の取組の一つである債権管理の推進について取り上げたいと思う。まず、最初に確認の意味で尋ねるが、税外債権とはどのような債権をいうのか、また、その主なものを示されたい。

△財政局長　税外債権については、金銭の給付を目的とする市の権利のうち、市税以外のものの総称で、主なものとして、国民健康保険料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費返還金・徴収金、介護保険料などがある。

◯藤野委員　それでは、一般会計、特別会計における税外債権の収入未済額の過去５年間の推移を示されたい。

△財政局長　税外債権の収入未済額については、一般会計及び特別会計の合計で、平成30年度が129億5,000万円余、令和元年度が128億3,000万円余、２年度が121億5,000万円余、３年度が117億9,000万円余、４年度が115億9,000万円余となっている。

◯藤野委員　次に、一般会計、特別会計における税外債権の不納欠損額の過去５年間の推移を示されたい。

△財政局長　税外債権の不納欠損額については、一般会計及び特別会計の合計で、平成30年度が17億1,000万円余、令和元年度が16億円余、２年度が15億3,000万円余、３年度が13億9,000万円余、４年度が15億5,000万円余となっている。

◯藤野委員　税外債権の収入未済額は、着実に減少しているようである。また、不納欠損額は、年度によってばらつきがあるものの、減少傾向にあることが分かった。では、このような成果はどのような取組によるものと考えるのか、所見を尋ねる。

△財政局長　成果が生じている理由については、本市の歳入向上に関する取組を全市的に推進していくため、平成25年11月に副市長をトップとする歳入向上推進本部を設置するとともに、26年３月に制定した債権管理条例に基づき、全庁を挙げて、税外債権管理の適正化と徴収強化を図ってきたことなどによるものと認識している。

◯藤野委員　副市長をトップとする歳入向上推進本部の設置や、条例の制定を行い、全市的に債権管理を進めてきたとのことだが、具体的にどのようなことに取り組んできたのか尋ねる。

△財政局長　具体的な取組については、まず、滞納発生の未然防止として、インターネット口座振替受付サービスやスマートフォン決済の導入などの納付環境の整備、また、初期滞納対策として、電話や文書による催告の早期着手や、コールセンターを活用した催告の強化、さらに、累積滞納の整理として、滞納処分や強制執行の実施、債権回収会社の活用などを積極的に進めてきたところである。

◯藤野委員　滞納は、時間がたって額が大きくなればなるほど払いづらくなるものだと思う。滞納発生の未然防止や、初期対策などにしっかりと取り組むようお願いする。一方で、いまだ100億円以上の収入未済が残っているという現状もあるため、この収入未済額をさらに縮減していく必要がある。そこで、収入未済額を縮減していくに当たって、何が課題やハードルとなっているのか尋ねる。

△財政局長　収入未済額の縮減に向けては、滞納発生後の初期対応や、納付に応じない滞納者への法的措置などの取組が不可欠であるが、徴収業務を日常的に行っている債権に関しては、こうした債権管理のノウハウや専門的知識が蓄積されているものの、施設使用料などの少額債権や、契約不履行等により突発的に発生する債権に関しては、対応が必ずしも十分でない点が課題であると考えている。

◯藤野委員　市税の徴収担当部門などと違い、本市の職員が他の業務をしながら徴収業務も担っているような場合は、負担が大きいと思うし、部署によっては、職員のノウハウや専門知識の不足により、思うように債権管理が進まないという課題を抱えているところもあると思う。全庁的な債権管理の推進を所管している財政局による、各債権所管局へのサポートが必要であると考えるが、財政局として、これらの課題を解消するため、現在、どのような取組を行っているのか尋ねる。

△財政局長　財政局では、全庁的な債権管理の推進を図るため、債権管理に係る職員研修の実施、債権に応じた事務処理マニュアルの作成支援、弁護士を活用した法的措置等支援事業などに取り組み、各局における債権管理の適正化や事務負担の軽減に努めているところである。

◯藤野委員　ただいまの答弁であった、弁護士を活用した法的措置等支援事業について、令和４年度の内容と成果を示されたい。

△財政局長　法的措置等支援事業の内容であるが、福岡県弁護士会に所属し、自治体の債権管理に精通した弁護士が立ち上げた、福岡公金債権研究会に対して、徴収職員向け相談会の開催や、職員では回収が困難な事案の納付交渉及び法的措置を委託しているものである。その成果については、令和４年度に11件の法的措置がなされ、委託料約400万円に対し、債権回収額は約1,400万円となっている。

◯藤野委員　令和４年度は法的措置を11件実施したとのことだが、具体的な内容を示されたい。

△財政局長　法的措置の内容だが、未収金の支払いを求める強制執行の申立てが７件、支払い督促手続から訴訟手続への移行が１件、財産に関する情報の提供を求める財産開示手続の申立てが３件となっている。

◯藤野委員　この事業による令和４年度の債権回収額は約1,400万円ということで、100億円以上ある収入未済額と比較すると、まだまだ少なく感じる。しかし、適正な処理を積み重ねていくことが大事だと思うし、ノウハウや知識が広がっていくという相乗効果も期待したいと思う。限られた人員で債権管理を行っている各局の職員にとって、専門的な支援を受けられるこのような取組は心強いと思う。各局での活用がさらに進むことを要望する。一方で、様々な事情で生活に困窮して払えない人もいると思うが、債権管理をしていくに当たって、生活に困窮するなど、納付が困難な人への対応はどのように行っているのか尋ねる。

△財政局長　納付が困難な人への対応については、債務者の生活や財産等の状況把握に努め、一定の事由に該当する場合には、徴収緩和の措置を行うとともに、納付相談の機会を捉えて、必要に応じ福祉部門につなぐなど、適切に対応するよう、マニュアルや研修等を通じて指導、助言を行っている。

◯藤野委員　個々の状況に応じた適切な対応をお願いする。今後とも収入未済額の縮減に向けてしっかりと取り組んでほしいと考えるが、最後に、債権管理の推進に向けた財政局長の意気込みを尋ねて、この質問を終わる。

△財政局長　債権管理の推進については、歳入の確保や市民負担の公平性の観点から、大変重要であると認識しており、これまでも条例等に基づき、債権管理の適正化や徴収強化に取り組んできたところである。今後とも、研修やマニュアルの充実、弁護士を活用した法的措置のさらなる促進に取り組むなど、歳入向上推進本部を中心に、全庁を挙げて債権管理の推進を図っていく。

◯藤野委員　よろしくお願いする。最後に、町内会等地域の活性化に向けた取組について尋ねる。近年、高齢社会の進展や災害の激甚化、頻発化などから、福祉や防災など、様々な分野で共助の大切さが改めて認識され、地域コミュニティが果たす役割は高まっている。特に、市民にとって最も身近な地域コミュニティである自治会、町内会の活動を通して、顔の見える関係づくりを行うことは非常に重要であると考える。そこで、自治会、町内会を中心とした本市の地域コミュニティの現状を確認するとともに、今後の市の地域コミュニティ施策について尋ねていく。まず初めに、令和４年度に制定した福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例について、改めてその趣旨、目的を尋ねる。

△市民局長　条例については、地域コミュニティ固有の価値を広く市民と共有し、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を推進するとともに、自治協議会や自治会、町内会の位置づけの明確化を図るものである。

◯藤野委員　では、条例の制定を踏まえ、令和４年度に市としてどのような取組を行ったのか尋ねる。

△市民局長　令和４年度からは、自治協議会共創補助金の要件緩和や自治会、町内会への補助の拡充を行うとともに、地域支援体制の強化や地域への依頼の見直しによる負担軽減などに取り組んでいる。

◯藤野委員　令和４年度から、条例制定と併せ、地域コミュニティに関する様々な取組を行っているとの答弁だが、自治会、町内会や自治協議会などへの支援予算であるコミュニティ自立経営推進経費について、４年度の決算額を尋ねる。

△市民局長　令和４年度の決算額は、７億7,472万円余である。

◯藤野委員　本市には、身近なコミュニティである自治会、町内会や、おおむね校区単位で設立されている自治協議会がある。それぞれの団体の財政状況は様々であり、行政が行うこととして、補助金交付による活動支援は重要であると考える。そこで、ここからは市の補助制度について質問していく。まずは、自治協議会を対象に交付している共創補助金について、令和４年度から要件を緩和したとのことだが、共創補助金の要件緩和の具体的内容について尋ねる。

△市民局長　補助金については、令和４年度から、より校区の特色に応じた柔軟な取組ができるよう、交付のための必須要件であったまちづくり基本事業を、実施するよう努めるという取扱いに緩和している。また、役員の活動費などの支払いに補助金を活用しやすくなるよう、運営費に充てられる割合を交付額のおおむね３分の１以内から２分の１以内に引き上げている。

◯藤野委員　では、共創補助金の要件緩和によりどのような効果が生じたのか尋ねる。

△市民局長　要件緩和により、役員の活動費や自治協議会事務局職員雇用経費の増額を行った校区があるなど、自治協議会の基盤強化につながっているものと考えている。今後もこのような取組やその効果を他の校区にも共有し、地域の主体的な取組を支援していく。

◯藤野委員　共創補助金の要件緩和により、地域活動の活性化につながる取組が促進されている。共創補助金が活用しやすくなり、地域が主体となる取組を一層支援できるようになったことはよいことだと思うので、引き続き、事例の共有などに取り組んでもらいたいと思う。地域への財政支援としては、住民にとってより身近な存在である自治会、町内会への支援も大変重要であると思う。令和４年度から、自治会、町内会への補助が拡充されたとのことだが、自治会、町内会への補助について、具体的内容を尋ねる。

△市民局長　自治会、町内会への補助については、平成26年度から令和３年度まで交流事業を対象としていたが、４年度からは町内会活動支援事業補助金を創設し、地域の活性化や課題解決につながる幅広い事業に対象を拡充している。補助額は、補助率２分の１以内、上限５万円を基本とし、情報発信や地域防災力の向上について新たな取組を行う場合などは、補助率５分の４以内、10万円を上限としている。

◯藤野委員　では、町内会活動支援事業補助金について、令和４年度の決算額と実際に交付した件数を尋ねる。あわせて、具体的にどのような事業に活用されているのか尋ねる。

△市民局長　令和４年度の決算額は963万円余、交付件数は178件であり、地域住民の交流事業のほか、防災訓練や防犯パトロールなどに活用されている。

◯藤野委員　地域に密着した様々な事業に活用されているとのことだが、町内会補助金に対して地域からはどのような反応があっているのか尋ねる。

△市民局長　地域からは、対象となる事業が幅広く活用しやすい、また、活動再開のきっかけになった、町内会や子ども会の加入につながった、新たな担い手の確保につながったといった声を聞いている。

◯藤野委員　自治会、町内会への補助金が拡充されたことは、地域からも喜ばれており、実際に補助金を活用した町内会では、活動再開のきっかけになったり、新しい参加者も増えたりするなど、よい効果も出ているようである。ただ、自治会、町内会数が約2,300であるのに対し、交付件数が178件と少ないように思うが、活用が進まなかった原因をどう分析しているのか尋ねる。

△市民局長　コロナの影響により事業の自粛や縮小があったことや、令和４年度から新たに開始した補助金であり、町内会等が年間の事業計画を策定する時点で、情報が十分に行き届いていなかったことなどによるものと考えている。

◯藤野委員　せっかくの補助金であるため、地域活動の活性化のため、もっと多くの町内会に活用してもらいたいと思う。町内会補助金をさらに活用してもらうためには、自治会、町内会にこの補助金について知ってもらうことが重要である。町内会補助金は、地域の活性化や課題解決につながる有用なものであり、活用促進に向け、さらなるＰＲを行うべきだと考えるが、所見を尋ねる。

△市民局長　活用の促進に向けては、制度の概要をまとめたチラシを作成し、地域に案内していたが、令和５年１月から具体的な活用事例を紹介したチラシも追加するなど、ＰＲを強化したところであり、引き続き自治会、町内会に対する周知に努めていきたいと考えている。

◯藤野委員　町内会活動支援事業補助金については、昨年度創設され、以前の補助金に比べて幅広い事業に使えるようになったということで期待していたが、地域により活用にばらつきがあるような話を聞いている。私の地元の校区では、昨年度この補助金を活用して子どもたちを対象とした事業が実施され、子どもたちが、そして、保護者や地域の人たちが楽しく交流した。子どもが地域活動に参加すれば、親世代の参加も促進されるなど、地元の大人が子どもたちと関わり、地域がつながるきっかけにもなると思う。町内会活動に多くの住民が参加し、地域の人たち同士が顔見知りになることは、地域コミュニティの維持形成にとって重要である。私の周りでも、地域活動への参加をきっかけに、その後、地域を支える担い手になった人もいる。この補助金を活用して事業を行うことが、地域の絆づくりのきっかけになると思うので、町内会長のみならず、地域の現場で活動している人たちに幅広く制度の周知ができるようにしっかりとＰＲしてもらいたいと思う。ここから、地域の課題について尋ねていきたいと思う。町内会などの地域コミュニティは、様々な課題に直面しており、その課題に対応していくことが求められていると考える。まず、地域コミュニティに関する課題について、市としてどう認識しているのか尋ねる。

△市民局長　令和４年度に実施した自治協議会・自治会等アンケートの調査結果から、地域活動の担い手不足や地域活動への参加者の減少などが課題であると認識をしている。また、コロナの影響により多くの活動が中止となり、住民同士の交流機会が減少したことによる住民のコミュニティへの関心の低下もあるものと考えている。

◯藤野委員　ここ数年、コロナの影響で思うように地域活動ができない状況であった。一度活動が止まると、再開したいと思ったときには活動を担う人が入れ替わっていて、事業を実施するためのノウハウがなく、何から始めたらいいのか、どう実施すればいいのか、悩んだり困ったりする地域もあると思う。活動再開には、市から地域への支援が非常に大事だと思うので、地域に寄り添った支援を積極的に行うようお願いする。次に、担い手不足は地域にとって大きな課題であるが、市としてその原因をどう分析しているのか尋ねる。

△市民局長　地域活動の担い手不足については、都市化の進展やライフスタイルの変化などにより、住民の地域コミュニティへの関心が低下している中で、地域活動の参加者自体が減少していることや、活動の多忙化による負担感などが原因であると考えている。

◯藤野委員　私の地元では、若い世代の住民で地域活動に関わってもらえる人は多数いるが、さらに多くの人が関わってもらえる環境をつくることが重要であると実感している。役員の高齢化なども課題となっており、今後、自治会、町内会の活動を継続していくためには、活動に参加する人を増やしていく必要がある。そのためにも、まずは、地域活動の大切さを市民に向けしっかりと周知すべきだと考えるが、所見を尋ねる。

△市民局長　地域活動への理解や参加促進のため、地域コミュニティの大切さを周知することは重要であり、加入促進のために、地域が活用できるチラシのリニューアルや、地域コミュニティサイトの開設などを行ってきたところである。また、自治協議会や自治会、町内会が行う広報活動を支援するため、令和４年度から各区に地域広報アドバイザーを配置し、ブログ開設などの支援を行っているところであり、引き続きＰＲ強化による地域活動への理解や参加の促進に積極的に取り組んでいく。

◯藤野委員　若い世代を中心に地域活動への新たな参加を促進していくことは、地域コミュニティの絆を将来につないでいくためにも大変重要である。活動に参加してもらうには、自治会、町内会が行っている活動や、その意義や楽しさを伝えていくといった広報が大切だと思うので、引き続きしっかりと取り組んでほしいと思う。これまで、自治会、町内会を中心に、本市の地域コミュニティの現状、課題、支援の状況などについて尋ねてきた。本市として、自治会、町内会や自治協議会などの地域コミュニティへの支援に一層力を入れて取り組んでいくべきだと思うが、最後に所見を尋ね、この質問を終わる。

△市民局長　地域コミュニティへの支援については、条例を制定し、共創補助金の要件緩和や自治会、町内会への補助拡充を行うなど、それぞれの特色を生かした地域づくりを支援しており、また、地域課題へのきめ細かな対応のため、地域支援体制を強化するとともに、地域の負担軽減に向け、市から地域への依頼の見直しなどに取り組んでいるところである。今後とも、持続可能な地域コミュニティづくりに向け、地域の意見を聞きながら、自治会、町内会や自治協議会をしっかりと支援していく。